

第4章 国による地方行政

中央集権国家であるカンボジアでは州一郡及び市一区が、国の出先機関として地方行政を担っている。以下、国による地方行政を概説する。

第1節 州・市における地方行政

現在カンボジアには20州、4市が存在している。憲法には、州と市の区分について人口や面積などの要件による明確な設置規定は特に定められていない。「州」、「市」といった呼び方は憲法制定以前のものであり、以前は観光資源や自然資源に恵まれた地域を特に「市」と呼んでいたようである。州と市の権限や権能は同一であり、呼称が異なるだけである。

州・市は、国の出先機関である。州・市には、中央省庁の出先事務所がそれぞれ置かれており、内務省職員である知事・市長がそれらを統括している。

また、州や市に勤務する公務員は全員が各省庁の国家公務員である。そのため役所の内部で横（省庁間）の人事異動が行われることはない。なお、州・市の長は内務大臣、首相の指名に基づき、国王が任命する。

第2節 市における地方行政（プノンペン市の例）

本節では2004年9月後半に訪れたプノンペン市を例にとって州・市の行政を概説する。



写真：プノンペン市役所本庁舎

1 プノンペン市の概要

プノンペン市は、カンボジア王国の首都である。市は国家の出先機関であり、市長には内務省の職員が任命されている。構成は、内務省をはじめとした各省庁の出先機関の集合体で、市長の下に6人の副市長と各事業部局及び7つの区が配置されている。また、市域には76のサンカットが自治体として存在する（図表4-1参照）。

なお、市は国の出先機関であるため日本の自治体にあるような議会はおかれていない。

プノンペン市の職員数は全体で12,243人であるが、このうち内務省系列の職員は916名である（図表4-2参照）。

図表4-1 「プノンペン市基礎データ」

人 口	1,005,632人	2003年国民人口統計（内務省資料）
面 積	290km ²	同上 なお面積は河川、湖沼を除いた陸地面積である。
行政区割	7区、76サンカット、637村	
職員数	12,243名	本庁、区役所及び刑務所職員
勤務時間	8時間	7:00-11:30・14:00-17:30 週休二日（土日）
定 年	60歳	上級公務員（市長、区長、局長）
	58歳	中級公務員（副市長、副区長、副局長）
	55歳	一般公務員

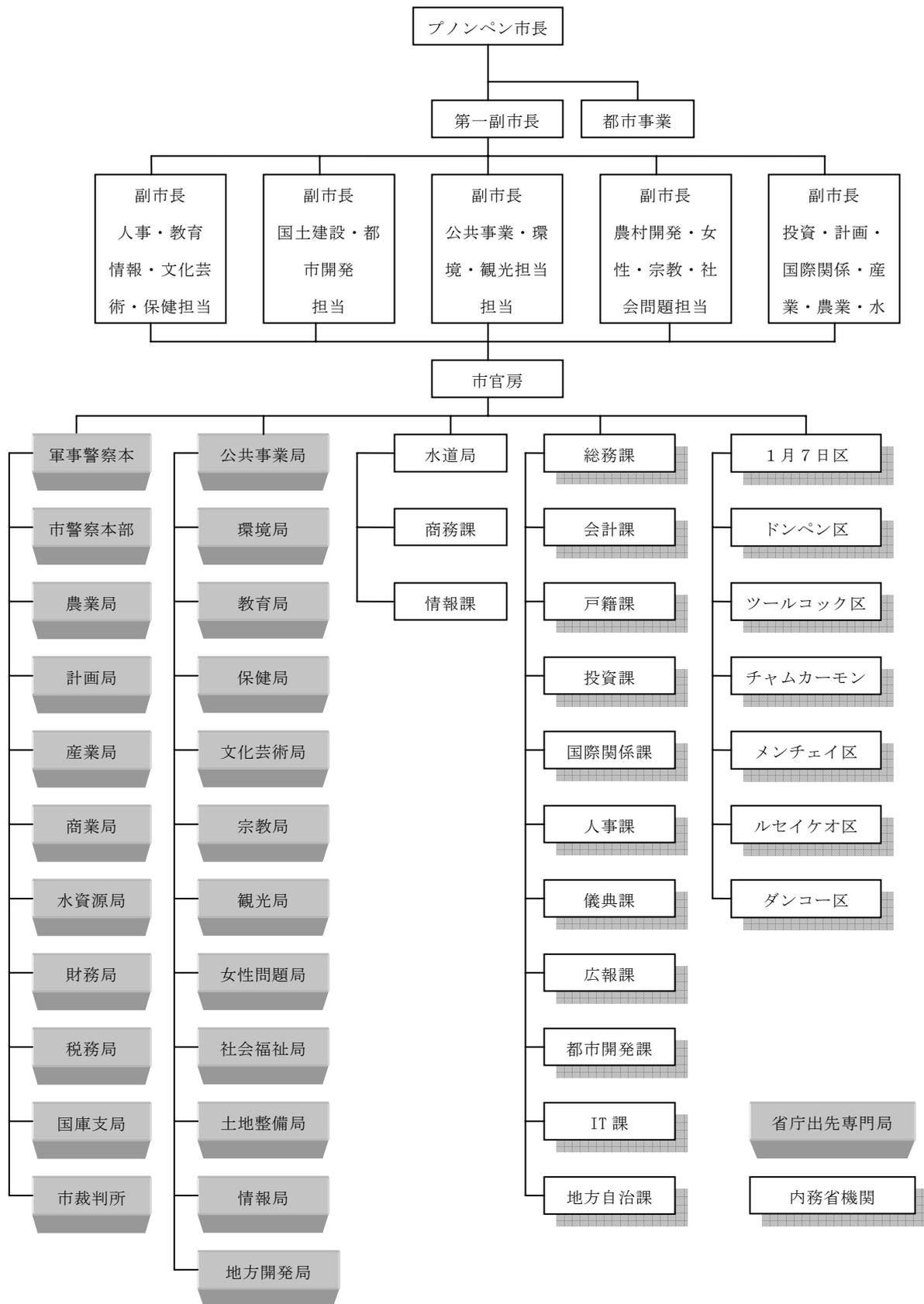
出所：プノンペン市での聞き取りを基に作成

図表4-2 「プノンペン市内務省関係職員数」（2004年9月21日現在）

本庁舎	250名
ドンペン区	109名（他省庁系列の職員数を除く）
1月7日区	94名（同上）
チャムカーモン区	115名（同上）
ツールコック区	88名（同上）
メンチェイ区	59名（同上）
ルセイケオ区	79名（同上）
ダンコー区	63名（同上）
刑務所	59名（同上）
計	916名（同上）

出所：プノンペン市での聞き取りを基に作成

図表 4 - 3 「プノンペン市組織図」



出所：プノンペン市提供資料

2 市の業務について

中央政府の決定に基づき、その出先機関であるそれぞれの部局によって行政事務が執行されており、市長はその統括、調整を行っている。

カンボジアは中央集権国家であるが、地方事務所である市にある程度の裁量権や決定権限をもたせ業務を執行させる（業務分散：Deconcentration）ことにより、行政の効率化を図ろうとしている。以下ではプノンペン市でのインタビューに基づき計画局、人事課、UNDP オフィスの業務について概説する。

2-1 計画局の業務について

計画局は、市全体の開発計画の作成を担当している。計画局は51人の職員を擁し、各部局からの統計資料を収集し、各種計画（年次、3か年、5か年）の立案をしている。また、サンカットが各種計画を立てる際には、計画局の職員がアドバイスをを行い適切な計画となるように指導している。現在、プノンペン市では市の開発計画のマスタープランを作成中である。このプランは、中央政府の方針に基づき、市が計画の細部を決定するものである。

2-2 人事課の業務について

プノンペン市人事課には12名の職員が配置されている。市は国の出先機関であり、市独自に職員採用枠を決定することはできない。また、市は省庁各部局の集合体であるため、省庁各部局への職員人事は、各中央省庁が行っている。よって、市人事課が行っている業務は、内務省本庁が決定した人数の職員採用及び市勤務内務省系列職員に対する人事ということになる。

なお内務省幹部クラス職員の採用試験については、内務省が個別に実施するのではなく、他の省庁の幹部級職員採用と併せて国の公共職業局で一本化して行っている（図表4-4参照）。これらの幹部級職員は大学卒業時に公務員試験を受け、合格した者は採用を担当する公共職業局の名簿に名前が掲載される。その後各人の適性によって、各中央省庁、地方出先機関に配属されることになる。

図表4-4 「内務省職員の採用等について」

区分	人事権	採用試験・参加資格等
市幹部クラス職員	内務本省	公共職業局で実施 行政大学校卒
市中級クラス職員	内務本省	市で実施（小論文・数学・面接） 高卒以上25歳まで
サンカット書記	内務本省	市で実施
市刑務所職員	内務本省	市で実施 高卒以上 身長160cm以上

出所：プノンペン市での聞き取りを基に作成

市人事課は職員採用のほかには下表のような業務を行う。

図表 4 - 5 「プノンペン市人事課の業務」

1	職員の管理（人材育成や、研修参加者の人選等）
2	職員の昇級などの決定（2年に一度査定あり）
3	人事異動に関する事（新しい局への任命を含む）
4	定年者の決定及びその手続き
5	業務成績優秀者の決定（メダルの授与等）
6	人事異動
7	休職手続き（原則として職員一人につき無給で4年まで休職が可能である。また国会議員等になった場合の休職手続きも行っており、国会議員を辞めた職員は市に復職可能である）
8	休暇、及び病気休暇届けに関する事
9	職員の評価
10	規則や組織の役割、権利の決定など
11	死亡者の除名
12	職員数、異動者を確認し統計を作成すること（毎月実施）
13	年次の人員計画の策定
14	大学生のインターン受け入れ

出所：プノンペン市での聞き取りを基に作成

2 - 3 国連開発計画（UNDP）オフィス

プノンペン市には、7名の UNDP 職員が配置されている。カンボジアでは、1991年に内戦が終結したものの、あまりに長く続いた戦乱による国土の疲弊、人材の逸失のため、独力での円滑な行政運営が難しい面も多々あるという。このため、行政運営は UNDP をはじめとした多くの国際協力団体からの援助・助言を受けながら行っているところであり、役所内部に海外の援助団体のオフィスがおかれていることも珍しいことではない。この UNDP オフィスは、第3章第5節で述べた SEILA プログラムを実行することにより、地方自治体であるサンカットでの地方自治をサポートしている。

3 サンカットとの連携

市は市域にあるサンカットの要望を区を通じて把握している。概ね2週間に一度、区と市との間で会合を開くことによって、管内の動きを総合的に把握、対応するシステムとなっている。

第3節 郡・区における地方行政

州・市の下に位置する地方行政の単位として、全国に171の郡、14の区が置かれている（2004年9月現在）。郡・区役所も各省庁が集合した国の出先機関であり、内務省職員である郡・区長が郡・区行政の統括、調整を行っている。

第4節 区における地方行政（プノンペン市ダンコー区の例）

この節では2004年9月に訪れたプノンペン市ダンコー区を例にとって郡・区の行政を紹介する。

1 ダンコー区の概要について

ダンコー区は、プノンペンの西部郊外に位置し、区内に国際空港を擁している。区の人口の60%は農業に従事しているが、近年は縫製工場の立地が相次ぎ、現在、区内では54工場が稼働している（図表4-6参照）。

図表4-6 「ダンコー区基礎データ」

人口	137,600人	2004年（ダンコー区での聞き取りによる）
面積	198km ²	2004年（ダンコー区での聞き取りによる）
行政区割	15 サンカット、155 村	
職員数	63名	内務省系列職員数（内務省以外の省庁出先局の職員数は含まず）
勤務時間	8時間	7:00-11:30 ・ 14:00-17:30 週休二日（土日）
定年	60歳 58歳 55歳	区長 副区長、局長 副局長、一般公務員

出所：ダンコー区での聞き取りを基に作成

2 区の業務について

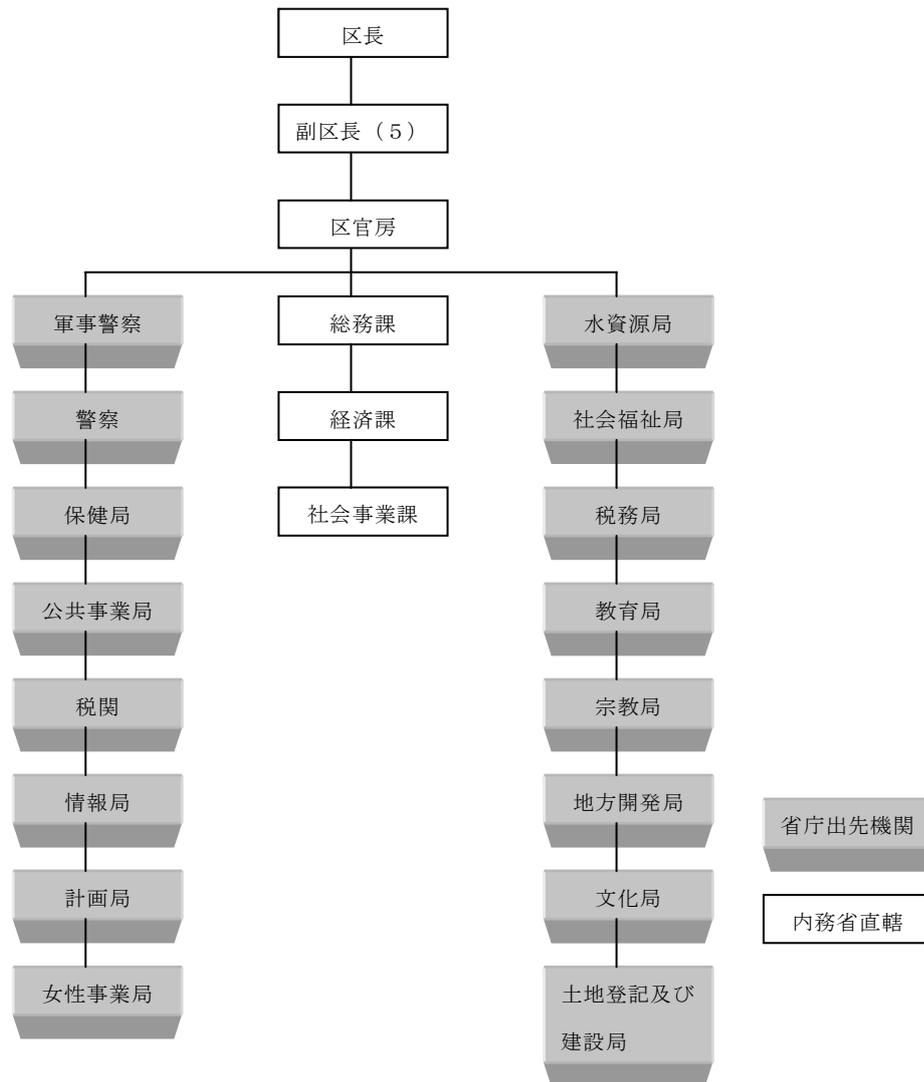
区は市の下に置かれる国の出先機関である。市の場合と同様、中央省庁の出先機関である各部局が事業を執行しており、区長がそれらを統括している（図表4-7参照）。ただし、区の権限は大きくなく、例えば区内で公共事業が行われる場合、その入札業務や事業の執行は市本庁の部局が行い、区の役割としては許認可に際し、区の見解を述べるに留まっているとのことであった。

区長の大きな役割としては、治安や秩序の維持、並びにサンカットとの連絡調整が挙げられる。サンカットの長と区長とは2週間に一度の会合を開き、治安状況や事業の執行状況についての意見交換を行っている。

3 区の予算について

先述したように、区は市の業務執行窓口であり、またサンカットとの連携窓口であるため、区独自の予算はない。現在カンボジアでは業務分散（Deconcentration）による行政事務の効率化が進められつつあるが、区の権限がどの程度拡大されるのかは、現段階では明らかではない。

図表 4-7 「ダンコー区組織図」



出所：2004年9月ダンコー区での聞き取りを基に作成

4 区の人事制度について

区長は、内務省職員が内務大臣の指名に基づき首相によって任命されている。副区長は、内務大臣が任命している。内務省系列の一般職員は、区長の推薦により市長が任命している。内務省以外の省庁出先局に関しては、省庁毎に人事が行われ、省庁を横断する形での人事異動は行われない。

5 SEILA プログラム

現在、ダンコー区には内務省、女性事業省、計画省からあわせて6名の SEILA プログラム職員が派遣されている。彼らは一人で2～3のサンカットの SEILA プログラムの事業を管理しており、その進行状況は週に一度副区長に報告されている。



写真：プノンペン市の市場風景



写真：ダンコー区役所（プノンペン市）

第5章 地方自治体よる地方行政

本章では、2002年に誕生した地方自治体（コミューン及びサンカット）による地方行政について概説する。

第1節 コミューン及びサンカット評議会の誕生

コミューンは郡の、サンカットは区の下に置かれる地方行政の単位である。2004年9月現在、カンボジアには1,510のコミューン及び111のサンカットがある。2002年の地方選挙実施前までは、コミューン・サンカットは、他の地方行政機関と同じく国の出先機関であった。

しかし、カンボジア復興後、地方行政の効率的運営のためには、国の地方出先機関にある程度の裁量権を与え、中央の業務を執行させる「業務分散（Deconcentration）」のみならず、地域のことは地域で決定し業務を遂行していく「地方分権（Decentralization）」が不可欠であるとの認識が生まれてきた。

このような流れを受け、2001年3月に「コミューン・サンカット行政運営法」及び「同選挙法」が成立し、2002年2月、カンボジアで初めての地方選挙が住民の直接選挙により行われた。これにより、住民によって選ばれた評議員による地方自治がスタートした。

第2節 現在の選挙制度及び選挙結果

2002年2月のコミューン・サンカット評議会の評議員選挙は、「コミューン・サンカット選挙法」に基づき実施された。同法に規定された候補者資格、選挙方法、評議員数、任期等は下表のとおりである。

図表5-1 「コミューン・サンカット評議会評議員候補者資格等」

1	候補者資格	<ul style="list-style-type: none">・出生時にカンボジア国籍を有していること・25歳以上であること・クメール語の読み書きが出来ること
2	選挙方法	<ul style="list-style-type: none">・住民による直接選挙・比例代表制で行われ、選挙の得票割合に応じて評議員議席を配分（したがって、評議員は、すべていずれかの政党に属していなければならない）
3	選出評議員数及び任期	<ul style="list-style-type: none">・コミューンやサンカットの人口や面積に応じて5～11名・任期は5年

この選挙は候補者個人に投票するものではなく、政党を選ぶ、いわゆる比例代表制選挙で、最も多くの票を獲得した政党の評議員候補者リストのトップが、評議会の議長となる。また、評議会には、代理議長が2人置かれ、第1代理議長（財政・経済問題担当）は比例

選挙第2党のトップが、第2代理議長（行政・社会問題・公共サービス担当）には、第3党のトップが就任する¹⁶。

[コミュニン・サンカット評議会評議員選挙結果]

2002年2月の評議会評議員選挙は人民党の圧勝となった。全国に評議会が1,621あるが、そのうち人民党が第一党になったのは1,598評議会であった。その他、都市部で得票を伸ばしたサム・レンシー党が13評議会、フンシンベック党が10評議会それぞれ第一党となった。

第3節 コミュン・サンカット評議会制度

評議会は、議決権と執行権を持ち合わせた組織で、選挙で選ばれた評議員（5名～11名）で構成される。評議会はコミュニン・サンカット行政運営法により、月に最低1度は開催するよう義務付けられている。

また、内務省が中心となって選抜試験を行い、選出されたコミュニン・サンカット書記が各評議会に1名ずつ配置されており、評議会の議事録や財産管理、各種文書作成など評議会内での実務を補佐している。なお、コミュニン・サンカット書記は政治的に中立な立場をとっている。

（1）評議会の権能

コミュニン・サンカットの業務は「コミュニン・サンカット行政運営法」により定められている（図表5-2参照）。しかし、規定されている行政範囲が曖昧で広範囲である一方で、評議会自体の人材不足・行政能力の限界といった問題もある。また、同法においては評議会が独自に職員を雇用できると規定されており、確固たる組織をもって住民自治を進めることを想定しているものの、現実にはコミュニン・サンカットの財政上の問題から困難な状況にある。現状としては、評議会自体の人材・行政能力や財政上の問題から、完全な行政サービスの実施にはほど遠い状況にある。

図表5-2 「コミュニン・サンカットの業務」

1	安全と公共秩序維持
2	必要な公共サービスの提供
3	住民福祉
4	社会経済開発の促進と住民の生活水準向上
5	環境と天然資源の保全
6	住民仲裁
7	住民ニーズを満たすための一般事務

出所：コミュニン・サンカット行政運営法第43条

¹⁶ 「カンボディアにおける地方分権の進捗とその内容」(JICA CAMBODIA OFFICE 企画調査員 岡島克樹、農村アドバイザー 鈴木博)の内容を引用した。

(2) コミューン・サンカット開発計画

コミュニティ・サンカット行政運営法は、第6章（第60条～第72条）で、評議会がコミュニティ・サンカット開発計画を策定する旨規定している。この開発計画は、コミュニティ及びサンカット開発の基礎となるものであり、内務省はこの計画の承認を行い、予算を交付する。なお、開発計画は地域が直面している行政課題に優先順位をつけ、それを実行していくものであり、道路の舗装や、水門の設置などといった計画が主な内容となっている。

第4節 コミューン・サンカットの財政¹⁷

コミュニティ・サンカットの財政は「コミュニティ・サンカット行政運営法」に規定されている。それによると、コミュニティ・サンカットの財源は、主に税収等の独自財源、機関委任事務執行に対する事務費、中央政府からの補助金の3つである。

このうち独自財源たる税収は、税制が未整備であり、現在まで税の徴収は行われていない。

そのため、コミュニティ・サンカットが独自の施策を行う原資は、中央政府からの補助金である。しかし、内戦終結後10数年の中央政府の財政状況は厳しく、十分な補助金を全てのコミューン・サンカットに配分することは、困難な状況である。そこで、財源を国家と先進各国、NGO等からの支援に頼るコミュニティファンド（CF）が設けられており、その分配金を補助金として交付することにより、ようやくコミュニティ・サンカットの行政需要に答えている。

「コミュニティファンド創設にかかる大臣会議令」は、このコミュニティファンドを、今後徐々に増額させることを決定している。具体的には、2003年度には政府予算の2.0%以上、2004年度には政府予算比2.5%以上の資金をコミュニティファンドに充当することとしている。

しかし、この補助金だけでは、行政運営が困難であるため、公共事業を実施するにあたっては、それによって利益を受ける住民からも負担金を徴収している。なお、補助金の内訳は行政（総務）経費（1/3）と開発経費（2/3）である。ちなみに行政経費を開発経費として流用することは可能であるが、その逆は禁止されている。また、年度内に未執行となった経費は翌年に持ち越すことができる。

なお、コミュニティ・サンカットは、地方債起債の権能を与えられていない。

第5節 サンカットにおける地方行政（プノンペン市ベアルボングサンカットの例）

この節では、2004年9月に訪問したプノンペン市1月7日区ベアルボングサンカットにおける地方行政について概説する。

¹⁷ 「カンボディアにおける地方分権の進捗とその内容」（JICA CAMBODIA OFFICE 企画調査員 岡島克樹、農村アドバイザー 鈴木博）及び内務省での聞き取りを基に執筆。



写真：ベアルボングサンカット事務所

(1) ベアルボングサンカットの概要について

ベアルボングサンカットは、プノンペン市の中心地区に位置しており、住民は自営業者や公務員が多い。サンカット事務所も街中の商業地区に位置している（図表 5 - 3 参照）。

図表 5 - 3 「ベアルボングサンカット基礎データ」

人口	21,596 人 (3,946 世帯)
面積	1.13 k m ²
評議員数等	12 名 (評議員・・11 名、サンカット書記・・1 名)
村数	12 村

出所：ベアルボングサンカットでの聞き取りを基に作成

(2) ベアルボングサンカットの業務について

ベアルボングサンカットの業務は次表のとおりである。

図表 5-4 「ベアルボングサンカットの業務」

業務	備考
サンカット開発計画の作成	3年計画・5年計画の策定
情報の収集	サンカット内の12の村を3分割し、議長並びに2人の代理議長で情報を収集している。この情報を基にサンカット開発計画を策定している。
私人間争議調停や生活相談	私人(地域住民)間の争議の調停、生活相談、医療費貸与等
住民登録事務	住民情報をコンピューターに記録している。しかしその運用はまだ行われておらず、今後の課題となっている
サンカット評議会の開催	月に一度全評議員が集まり、評議会を開催している。会では、各評議員からの業務報告や事業の執行状況、新しい法律の伝達などが行われている。
行政手数料の徴収	現在プノンペン市は有料でゴミ収集を行っているが、その料金の徴収はサンカットが行っている。実際の徴収事務は村長が行っている。

出所：ベアルボングサンカットでの聞き取りを基に作成

(3) ベアルボングサンカットの予算について

ベアルボングサンカットでは、開発予算として3,800万リエル(約9,500米ドル)、給与などの業務費として1,600万リエル(約4,000米ドル)がコミュンサンカットファンドから支給されている。

この予算は、コミュン・サンカット毎の実情や開発計画の内容にあわせて内務省が決定する。予算は3月に50%、6月に30%、9月に20%の割合で国から交付される。1ヶ月に執行できる予算額は上限が予算総額の12分の1以内と定められているため、年度当初は予算の執行を控え、ある程度予算がたまった時点で工事の入札等を行い、予算を執行しているとのことであった¹⁸。

(4) 区や村との連携について

サンカットは、地方自治体として行政を開始したが、ゼロからのスタートであり、行政運営は、区から助言を受けながら行っているのが現状である。そのため、サンカットは区との間で、2週間に一度会合を持ち、サンカットの運営状況等を報告し、それに対する助言等を区から受けている。またこの会合では他のサンカットの評議会議長とも同席するため、サンカット間の情報交換も行われている。

またサンカットと村長(日本でいえば自治会長)との間でも月に一度、会合が開かれている。従来村長は、村の中の長老的な者がその役割を果たしてきたが、これを政党の任命制にしようとする動きが中央政界にあるようである。

¹⁸ 例えば、年度開始から3ヶ月間予算の執行を控えれば、4ヶ月目には4ヶ月分の予算を執行することが出来る。

おわりに

(1) 現状と課題

カンボジアでは、1970年以降約20年にわたって続いた内戦が1991年に終結した。現在、復興に向けた社会資本や法制度の整備が行われているが、いかに少ない資源・資本で効率的に国を運営していくかということが、大きな課題となっている。

カンボジアで地方行政を効率的に運営していくための手段として、**Deconcentration**（業務分散）と、**Decentralizaion**（地方分権）という2つの方法がとられている。業務分散とは、中央の業務を国家出先機関やコミューン・サンカットに、ある程度の決定権、裁量権を持たせ執行させることを意味している。また、地方分権とは、コミューン・サンカットで進められているような、民選議員による地方行政を指し、地域の問題は地域で考え、地域の権限で解決していこうとする取り組みである。

こうした取り組みの結果、地方行政は、より民意を反映したものになりつつあるのは事実である。しかしながら地方行政が抱える課題も少なからず存在する。それらの課題は、①財政の強化、②人材の育成、③業務執行上必要な法律の整備の3点に集約される。この3つの全てがカンボジアの国家建設を進めるにあたっての重要課題であるが、中でも、次代のカンボジアを担う公務員の人材育成は特に大きな課題として捉えられている。現在、カンボジア政府は、機会を捉えては公務員に対する各種研修を行っている。しかし、系統立てた研修を行うことの出来る専門の研修施設を有していないため、現在、公務員研修所の設立に向けた準備を進めているとのことであった。

(2) 今後の動向

1 コミューン・サンカットでの広域行政、合併

現在、カンボジアには1,621のコミューン・サンカットがあるが、1地域当たりの人口は平均すると7,800人と少なく、行政効率はずしも良いとは言えない。そのため、今後、近隣のコミューン若しくはサンカットで連携し広域行政を展開することが求められている。このことは、将来のコミューン・サンカットの合併にも繋がっていくものと考えられる。

2 国家出先機関である州・市、郡・区の地方自治体化

コミューン・サンカットでの地方自治は、徐々にではあるがカンボジアの市民に住民自治、民主主義の概念を定着させつつある。カンボジアで地方自治が行われるのは、有史以来の出来事であり、現在のコミューン・サンカットでの地方自治の取り組みは、国家をあげての壮大な「実験」と言っても過言ではない。この「実験」が成功し、社会が更に成熟してくれば、州・市、郡・区レベルでの地方自治の実施も視野に入ってくるであろう。

参考資料 1 カンボジア王国概要一覧

《国名》		カンボジア王国
国 の 概 要	面積	181,035 平方キロ ※日本の約 0.5 倍
	人口	1,278 万人 (2003 年)
	首都 (主要都市)	プノンペン (人口 100.5 万人) (バタンバン、シエリムアップ ^o 、シハヌークビル、コンポート)
	住民	クメールが大半。チャムなど 36 の少数民族、ベトナム系、中国系など。
	言語	カンボジア語 (クメール語)
	宗教	仏教が国教
	政治体制	立憲君主制。
	憲法	1993 年 9 月 24 日公布。99 年 3 月改正。
	元首	国王 (ノロドム・シハモニ) 2004. 10. 29 即位
	議会	2 院制。上院 61 議席 (任期 6 年)。下院 123 議席 (任期 5 年)。ともに直接選挙制度。
	内閣	議会の承認を得て、国王が任命。 首相：フン・セン 2004 年 7 月発足。
	国内総生産	40 億米ドル (国民一人当たり 320 ドル) (2003 年)
	通貨	リエル (1 リエル = 約 0. 03 円) 2002. 12 現在
	資源	米、木材、ゴム
	教育	初等 6 年 (義務) - 中等 3 年 (義務) - 高等 3 年 - 大学 4 年
その他	URL:http://www.ocm.gov.kh	
地 方 の 概 要	地方行政の 構造	中央政府 (内務省) - ②州 (20) - ③郡 (171) - ④コミューン (1, 510) - ②市 (プノンペン、シハヌークビル、カエップ、パイリン) - ③区 (14) - ④サンカット (111) * 1 コミューン/サンカットは平均で約 7, 800 人の住民を管轄する。
	長の選任	州/市、郡/区レベルでは中央政府による任命 コミューン/サンカットにおいては評議会の最大多数政党から長を選出。 * コミューン/サンカット内の安定を図るため、第二政党から財政・経済問題担当の第一代理議長を、第三政党から総務担当の第二代理議長を選出している。
	議会	2002 年 2 月に、初の地方選挙が行われ、全国で 11, 261 人のコミューン/サンカット議会議員が誕生。住民による直接選挙 (比例代表制、任期 5 年)。1 コミューン/サンカットは 5 名~11 名の議員から成る。
	その他	

参考資料2 「州・市別行政単位設置数等一覧表」

(出所：内務省資料「2003年国民人口統計」及びカンボジア王国Website)

	州・市名	陸地面積 (km ²)	人口	地方行政			備考
				郡 (区)	C/S※	村	
1	プノンペン市	290	1,005,632	7	76	637	カンボジア王国首都
2	シハヌークビル市	868	161,449	3	22	94	美しい海岸をもつリゾート都市
3	カエップ市	336	31,260	2	5	16	
4	パイリン市	803	41,293	2	8	79	
5	バレティアイミアンチュイ州	6,679	642,601	8	64	623	
6	バタンバン州	11,702	901,805	13	96	741	プノンペンとの間に航空便あり
7	コンボンチャム州	9,799	1,682,286	16	173	1,758	カンボジア最大の人口を有する州
8	コンボンチュナン州	5,521	423,016	8	69	553	稲作、土鍋、サトウキビ、漁業が盛ん
9	コンボンスプー州	7,017	658,292	8	87	1,308	
10	コンボントム州	13,814	609,224	8	81	732	
11	コンポート州	4,873	562,441	8	92	482	
12	カンダール州	3,568	1,156,755	11	147	1,087	
13	コッコ州	11,160	125,898	8	33	131	
14	クラチェ州	10,094	276,693	5	46	250	
15	モンドルキリ州	14,288	40,181	5	21	90	
16	プレヴィッヒア州	13,788	135,772	7	49	208	
17	プレイヴェーン州	4,883	1,025,529	12	116	1,137	
18	ポーサット州	12,692	374,076	6	49	501	
19	ラタナキリ州	10,782	106,416	9	49	240	
20	シエムリアップ州	10,299	732,111	12	100	875	アンコールワットの所在地
21	ストウントラエン州	11,092	86,709	5	34	128	
22	スヴァーイリエン州	2,966	526,486	7	80	690	
23	タケオ州	3,563	832,596	10	100	1116	
24	ウッドーミアンチュエイ州	6,158	647,851	5	24	231	
	合計	177,035	12,786,372	185	1,621	13,707	

※C/Sとはコミューン・サンカットの略である。

※面積については陸地面積であり、水面を含めた国土面積とは異なる。

参考文献及び WEBSITE

在カンボジア日本国大使館 「カンボディアの概要について」(2002)

(財)日本経済研究所編 「ビジネスガイドカンボジア」日本貿易振興会(2000)

天川直子編「カンボジアの復興・開発」日本貿易振興会・アジア経済研究所(2001)

「世界年間 2004」共同通信社

企画調査員・岡島克樹 農村開発アドバイザー・鈴木博「カンボディアにおける地方分権の進捗とその内容」JICA CAMBODIA OFFICE

ウェブサイト

カンボジア王国 <http://www.cambodia.gov.kh/unisql1/egov/english/home.view.html>

カンボジア法律協会 http://www.bigpond.com.kh/Council_of_Jurists/

カンボジア開発評議会 <http://www.cdc-crdb.gov.kh/cdc/download.htm>

在カンボジア日本国大使館 <http://www.kh.emb-japan.go.jp/>

国連児童基金 <http://www.unicef.org/infobycountry/cambodia.html>

世界銀行 <http://www.worldbank.org/>

アジア開発銀行 <http://www.adb.org/default.asp>

セーラプログラム <http://www.seila.gov.kh/indexs.asp?language=kh&pgid=1>

(調査・執筆)

シンガポール事務所 所長補佐 熊野 哲大

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第277号	韓国の地方分権政策 - 地方分権5カ年総合実行計画策定 -	2005/10/27
第276号	フランスの広域行政 - 第4の地方団体 -	2005/10/27
第275号	カンボジアの地方自治	2005/10/27
第274号	ポルトガルの地方自治	2005/10/14
第273号	米国の地方自治体(市)における経済振興施策の現状について - 企業支援施策を中心に -	2005/10/14
第272号	英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実績)	2005/10/14
第271号	アメリカの産業廃棄物処理について	2005/9/7
第270号	地方都市への中国人観光客の誘致可能性について	2005/9/7
第269号	2005年 英国議会下院・統一地方選挙	2005/9/7
第268号	中国都市交通の現状と課題	2005/7/15
第267号	中国から日本の地方都市への航空直行便開設	2005/7/15
第266号	フランスの新たな地方分権その2	2005/7/15
第265号	米国の市民参加 - 交通計画における合意形成手法 -	2005/7/12
第264号	米国における災害対策 - 地方政府内外で行政機関の連携 -	2005/7/12
第263号	米国の州政府及び地方団体の公金管理	2005/7/12
第262号	シンガポールの教育2005	2005/6/10
第261号	米国の州政府・地方団体における行政評価と結果志向行政	2005/6/10
第260号	韓国の国会と第17代総選挙結果分析について	2005/6/10
第259号	米国の街づくりにおける非営利団体の役割	2005/4/19
第258号	オーストラリアにおける航空機を活用したへき地サービス	2004/10/29
第257号	フランスの都市計画 - その制度と現状 -	2004/6/30
第256号	米国のEガバメント	2004/6/7
第255号	オーストラリアの政府間財政関係概要	2004/5/28
第254号	韓国の教育自治	2004/5/28
第253号	英国の地域再生政策	2004/5/28
第252号	シンガポールの情報化政策と電子行政	2004/3/10
第251号	フランスの新たな地方分権 その1	2003/11/28
第250号	タイにおける地方分権化の動向	2003/11/26
第249号	中国の年金制度改革	2003/10/23
第248号	中国の企業誘致政策	2003/8/29
第247号	米国のコミュニティ協議会(ネイバーフッド協議会/近隣協議会)	2003/6/26
第246号	米国における地方公務員制度	2003/6/26
第245号	米国の州および地方団体の選挙	2003/6/16
第244号	大韓民国の第16代大統領選挙	2003/6/16
第243号	韓国電子自治体とIT施策2003	2003/6/16
第242号	中国の地方行政改革	2003/6/6
第241号	英国の電子自治体	2003/3/24
第240号	シンガポールの都市計画 - コンセプトプラン2001を中心に -	2003/3/19
第239号	オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用	2003/2/28
第238号	オーストラリアのIT施策	2003/2/6
第237号	シドニーオリンピックの概況と波及効果	2003/2/6
第236号	大韓民国の2002年統一地方選挙	2002/11/21
第235号	オーストラリア自治体の公務員制度	2002/11/18

CLAIR REPORT各号に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。